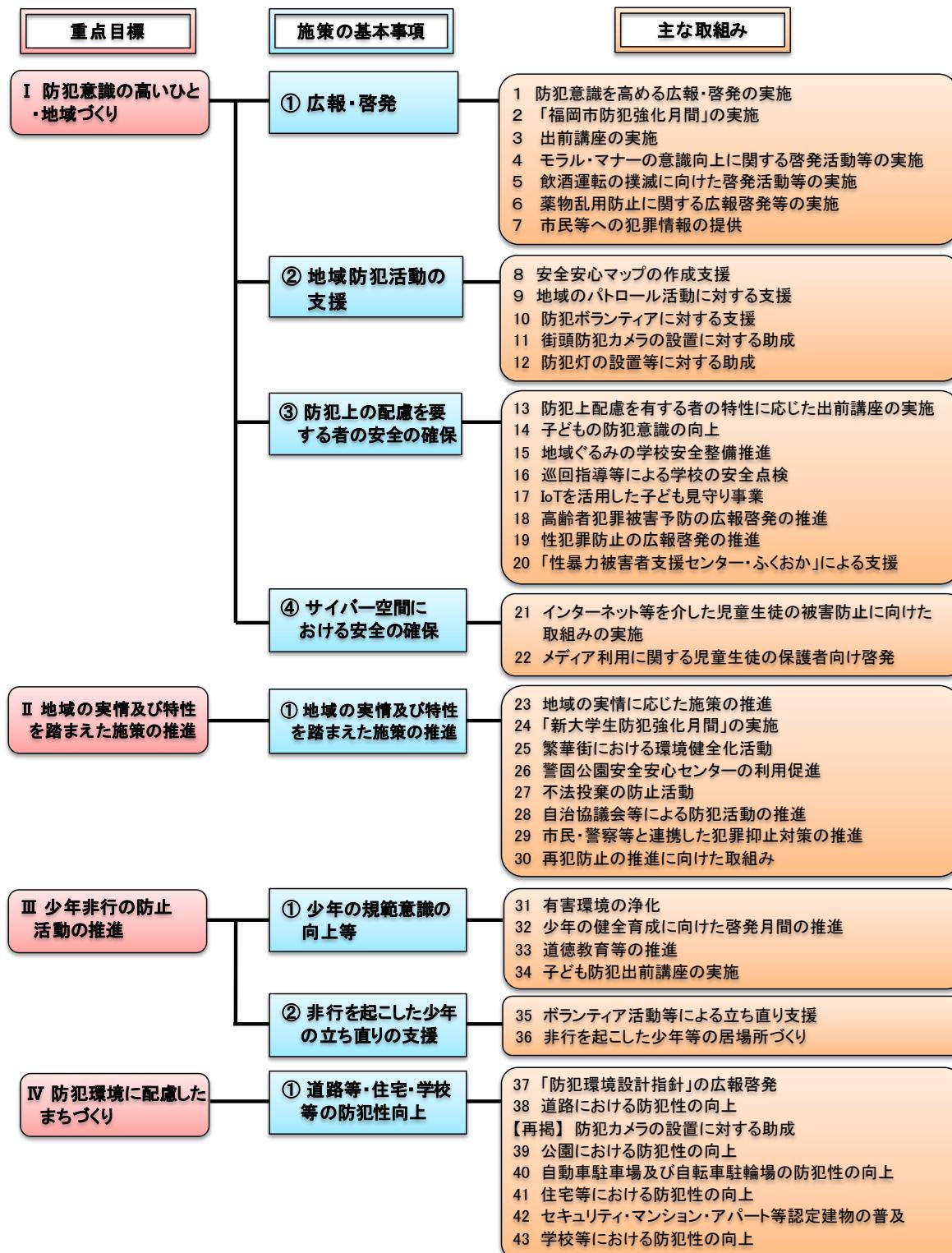


第4章 具体的な取組み

1 プランの体系

このプランでは、防犯上の重点目標ごとに施策の基本事項を整理し、重点的に取り組む事項を規定します。



2 取組み目標

「犯罪のない安全で住みよいまちづくりの実現」に向けて、重点目標毎に取組みの目標を設定します。

| 区分 | 項目 | 現状値 (平成30年度) | 目標値 (令和6年度) |
|--|---|--|--|
| 【重点目標Ⅰ】 防犯意識の高い ひと・地域づくり | <ul style="list-style-type: none"> ●「福岡市LINE公式アカウント」 防犯・交通安全カテゴリ登録者数(延人数) ●地域防犯パトロールカーの導入校区・地区数 ●補助により設置した街頭防犯カメラ設置 校区・地区数(累計) ●高齢者を対象とした出前講座の回数・受講者数 (H26～30年度延数) ●性犯罪被害防止出前講座の回数・受講者数 (H26～30年度延数) | 11,285人 (R1.10.1時点) 104校区・地区 82校区・地区 157回 5,853人 (H26～30年度延数) 199回 14,546人 (H26～30年度延数) | 30,000人 120校区・地区 105校区・地区 170回 6,340人 (R2～6年度延数) 220回 16,080人 (R2～6年度延数) |
| 【重点目標Ⅱ】 地域の実情及び 特性を踏まえた 施策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●自転車・オートバイの盗難発生件数 | 5,071件／年 | 2,800件／年 |
| 【重点目標Ⅲ】 少年非行の 防止活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●子ども防犯出前塾の回数・受講者数 ●若者ぷらっとホームサポート事業補助金 交付団体数(累計) | 233回 17,224人 (H26～30年度延数) 13団体 | 255回 18,850人 (R2～6年度延数) 23団体 |
| 【重点目標Ⅳ】 防犯環境に配慮 したまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> ●市内の防犯カメラ設置数 (市が公共の場所に設置したもの及び 補助により地域が設置したものの合計) | 958台 | 1,800台 |

3 具体的な取組み

目標 I 防犯意識の高いひと・地域づくり

施策① 広報・啓発

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

I 防犯意識の高いひと
・地域づくり

① 広報・啓発

- 1 防犯意識を高める広報・啓発の実施
- 2 「福岡市防犯強化月間」の実施
- 3 出前講座の実施
- 4 モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等の実施
- 5 飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施
- 6 薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施
- 7 市民等への犯罪情報の提供

【主な取組み】

| 1 防犯意識を高める広報・啓発の実施 | |
|--------------------|---|
| 取組み内容 | 市政だよりやホームページ、チラシなど様々な媒体を活用した防犯啓発や地域防犯活動の取組み紹介など市民の防犯意識の向上を図るための広報啓発を行うとともに、地域、警察、事業者等と連携し、効果的な広報の検討に努めます。 |
| 関係局 | 市民局、区役所 |

| 2 「福岡市防犯強化月間」の実施 | |
|------------------|--|
| 取組み内容 | 地域や家庭、学校、職場において市民が防犯について考え方行動したり、地域や事業所において自ら防犯活動に参加するきっかけとするため、毎年8月を「福岡市防犯強化月間」と定め、防犯に関する広報啓発を集中的に行います。 |
| 関係局 | 市民局、区役所 |

| 3 出前講座の実施 | |
|-----------|--|
| 取組み内容 | 警察官OBが、受講希望団体の要望に応じて学校や公民館などに出向き、ひったくり・住宅侵入窃盗などの身近な犯罪に対する対処方法や自主防犯活動のポイントの防犯対策、悪質商法の対処方法やクーリングオフの方法など消費者被害防止のための出前講座を行います。 |
| 関係局 | 市民局 |

| 4 モラル・マナーの意識向上に関する啓発活動等の実施 | |
|----------------------------|---|
| 取組み内容 | ルールが守られ、人にやさしい安全なまちづくりを進めるため、市民・地域団体・NPO・事業者と連携し、それぞれの責務を自覚し相互に協力しながら市民のモラル・マナー向上に向けた広報啓発を行います。 また、警察や地域などの関係団体と連携し、自転車の安全利用の促進や、歩行喫煙・放置自転車の禁止、不法投棄の防止、屋外広告物掲出の適正化などを行います。 |
| 関係局 | 市民局、こども未来局、保健福祉局、環境局、住宅都市局、道路下水道局、交通局、区役所 |

| | |
|----------|--|
| 5 | 飲酒運転の撲滅に向けた啓発活動等の実施 |
| 取組み内容 | 地域や市民団体、NPO、事業者、行政、警察などと連携し、各種キャンペーンの実施や、「飲酒運転撲滅宣言の店」の登録拡大、様々な媒体を活用した広報啓発を行うことなどにより、飲酒運転撲滅の気運を一層高め、飲酒運転の撲滅（ゼロ）を目指します。 |
| 関係局 | 市民局、区役所 |
| 6 | 薬物乱用防止に関する広報啓発等の実施 |
| 取組み内容 | 大麻を含む薬物乱用問題の広がりは深刻な社会問題となっていることから、関係団体と共同して、広く市民に対し、薬物乱用防止に関する啓発活動等を行います。 また、各小・中・高等学校においても、薬物乱用防止教育の充実を図ります。 |
| 関係局 | 市民局、こども未来局、保健福祉局、区役所、教育委員会 |
| 7 | 市民等への犯罪情報の提供 【拡充】 |
| 取組み内容 | 地域における犯罪情報や不審者情報などについて、警察が発信する「ふっけい安心メール」の情報を「福岡市LINE公式アカウント」より配信し、市民への即時的な情報提供を行います。また、防犯緊急事案が発生した場合には、関係機関と連携し、地域への迅速な情報提供に努めます。 |
| 関係局 | 市民局、区役所 |

施策② 地域防犯活動の支援

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

I 防犯意識の高いひと
・地域づくり

② 地域防犯活動の支援

- 8 安全安心マップの作成支援
- 9 地域のパトロール活動に対する支援
- 10 防犯ボランティアに対する支援
- 11 街頭防犯カメラの設置に対する助成
- 12 防犯灯の設置等に対する助成

【主な取組み】

| | |
|-----------|--|
| 8 | 安全安心マップの作成支援 |
| 取組み内容 | 自治協議会等による安全安心マップの作成を支援し、市民が校区内における危険箇所を認識するなど市民の防犯意識を高めるとともに、地域がパトロールにあたって活用するなど防犯活動の促進を図ります。 |
| 関係局 | 区役所 |
| 9 | 地域のパトロール活動に対する支援 |
| 取組み内容 | 自治協議会等に対する庁用軽自動車の無償譲渡や、地域防犯パトロールカーに対するガソリン代、車検費用等を助成することにより、地域におけるパトロール活動の促進を図ります。 |
| 関係局 | 市民局 |
| 10 | 防犯ボランティアに対する支援 |
| 取組み内容 | 防犯ボランティア団体が自主的に行う落書き消し活動について支援を行います。また、防犯ボランティア団体の新たな活動を促進するため、防犯活動を助成する県制度の活用を支援します。 |
| 関係局 | 市民局、区役所 |
| 11 | 街頭防犯カメラの設置に対する助成 |
| 取組み内容 | 街頭防犯カメラは犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果があることから自治会・町内会等による設置に対して助成を行うことで、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。 |
| 関係局 | 市民局 |
| 12 | 防犯灯の設置等に対する助成 |
| 取組み内容 | 道路上における各種犯罪を防止するため防犯灯の設置及び維持管理に要する費用や、暗闇をつくりにくい道路環境を整備するため防犯灯のLED化に要する費用について、自治会・町内会等に対して助成を行い、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。 |
| 関係局 | 道路下水道局 |

施策③ 防犯上の配慮を要する者の安全の確保

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

I 防犯意識の高いひと
・地域づくり

③防犯上の配慮を要する者の安全の確保

- 13 防犯上配慮を有する者の特性に応じた出前講座の実施
- 14 子どもの防犯意識の向上
- 15 地域ぐるみの学校安全整備推進
- 16 巡回指導等による学校の安全点検
- 17 IoTを活用した子ども見守り事業
- 18 高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進
- 19 性犯罪防止の広報啓発の推進
- 20 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」による支援

【主な取組み】

| | |
|-------|--|
| 13 | 防犯上配慮を有する者の特性に応じた出前講座の実施 |
| 取組み内容 | 特に防犯上の配慮を要する「子ども」「高齢者」「女性」の特性に応じた防犯対策についての出前講座を行います。 |
| 関係局 | 市民局 |

| | |
|-------|--|
| 14 | 子どもの防犯意識の向上 |
| 取組み内容 | 子どもが犯罪から身を守るためにセーフティプランを作成して、子どもだけでなく保護者や指導者を含めた防犯力の育成を図ります。 また、学校が作成する安全マップに地域の「こども110番の家」を記載するなど、子どもや保護者に対し周知を図ります。 |
| 関係局 | 市民局、教育委員会 |

| | |
|-------|---|
| 15 | 地域ぐるみの学校安全整備推進 |
| 取組み内容 | 保護者や地域と連携して、学校や通学路の巡回・警備などの活動を行うスクールガードを募り、地域ぐるみで防犯に取り組む体制を整備するとともに、通学路交通安全対策プログラムに基づく、交通・防犯の視点での危険箇所点検・改善を行うなど、上下校時における子どもたちの安全確保を図ります。 また、スクールガードを養成するための講習会を行います。 |
| 関係局 | 教育委員会 |

| | |
|-------|--|
| 16 | 巡回指導等による学校の安全点検 |
| 取組み内容 | 警備会社等の防犯の専門家をスクールガード・リーダー(地域学校安全指導員)として委嘱し、教職員やスクールガードの指導や専門的視点からの安全点検等を実施するために定期的に学校を巡回し、学校安全に関する指導と評価を行います。 また、保護者や地域の方の参画、協働による取組みとして防犯・安全教室を行います。 |
| 関係局 | 教育委員会 |

| | |
|-------|---|
| 17 | IoTを活用した子ども見守り事業 【新規】 |
| 取組み内容 | 保護者、地域住民、企業等の協力のもと、IoTを活用した子どもの見守りのネットワークを構築し、社会全体で子どもの見守りを強化します。 |
| 関係局 | 市民局 |

| | |
|-------|--|
| 18 | 高齢者犯罪被害予防の広報啓発の推進 |
| 取組み内容 | ニセ電話詐欺やひったくりなどの高齢者が被害に遭いやすい犯罪や消費者被害について、地域でも課題となっていることから被害に遭わないための広報啓発を行います。 また、警察と連携し、地域包括支援センターや民生委員に対して、高齢者が犯罪等の被害に遭わないための情報提供を行います。 |
| 関係局 | 市民局、保健福祉局、区役所 |

| | |
|-------|--|
| 19 | 性犯罪防止の広報啓発の推進 |
| 取組み内容 | 犯罪が発生しにくい社会環境を構築し、子ども・女性の犯罪被害撲滅を図ることを目的に事業者及び関係機関・団体が連携した組織「子ども・女性安全安心ネットワークふくおか」(通称コスモスネットワーク)と連携し、女性を性犯罪の被害から守るための広報啓発を行います。 また、特に被害に遭いやすい若年層に対し、広く周知できる広報手段を検討し、犯罪に遭うのは被害者の責任といった誤解が生じないように配慮しながら、効果的な啓発に努めます。 |
| 関係局 | 市民局、区役所 |

| | |
|-------|---|
| 20 | 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」による支援 【新規】 |
| 取組み内容 | 24時間相談対応や病院・警察署などへの付き添いなど性暴力被害者支援センターによる被害者に寄り添った総合的な支援を行います。 |
| 関係局 | 市民局 |

施策④ サイバー空間における安全の確保

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

I 防犯意識の高いひと
・地域づくり

④ サイバー空間における安全の確保

- 21 インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施
- 22 メディア利用に関する児童生徒の保護者向け啓発

【主な取組み】

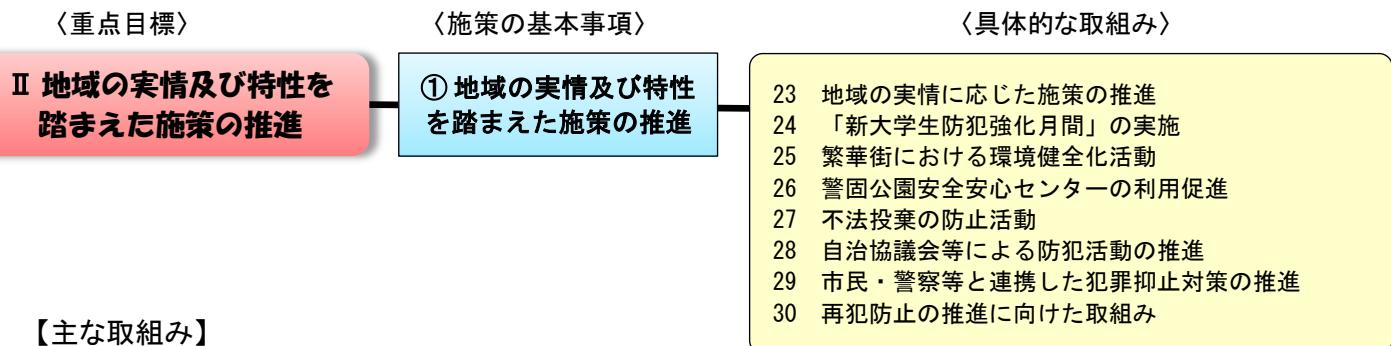
| | |
|-------|---|
| 21 | インターネット等を介した児童生徒の被害防止に向けた取組みの実施 |
| 取組み内容 | インターネットや携帯電話(スマートフォンなど)を介した児童生徒の被害を未然に防止するため、情報や機器の正しい利用や危険性の認識などについて、児童生徒への指導や保護者に対する啓発活動を行います。 また、学校非公式サイト等の問題のある書き込み等の監視・検索を行います。 |
| 関係局 | 教育委員会 |

| | |
|-------|--|
| 22 | メディア利用に関する児童生徒の保護者向け啓発 |
| 取組み内容 | 小・中学校の入学説明会や保護者説明会など保護者が多く集まる機会を活用し、子どものメディア利用に関する啓発を行います。 |
| 関係局 | 教育委員会 |

目標Ⅱ 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

施策① 地域の実情及び特性を踏まえた施策の推進

【施策体系】



【主な取組み】

| 23 地域の実情に応じた施策の推進 | |
|-------------------|--|
| 取組み内容 | 各区役所においては、それぞれの区の実情に応じ、地域や警察、防犯団体等とも連携を図りながら、地域防犯活動に関する研修会の実施(博多区他)や、地域、企業、学校、中央警察署と連携した「中央区犯罪の起きにくいまちづくり総合対策(NCC)」活動(中央区)など、区の実情に応じた取組みを行います。 |
| 関係局 | 区役所、市民局 |

| 24 「新大学生防犯強化月間」の実施 | |
|--------------------|--|
| 取組み内容 | 毎年4月～5月を「新大学生防犯強化月間」と定め、大学等と連携し、特に新入生等を対象に自転車やオートバイの盗難や、性犯罪被害、薬物乱用の防止などの広報啓発を集中的に行います。 |
| 関係局 | 市民局 |

| 25 繁華街における環境健全化活動 【拡充】 | |
|------------------------|---|
| 取組み内容 | 繁華街における、犯罪の未然防止を図るため、福岡市や警察、事業者等で構成された「中洲地区安全安心まちづくり協議会」において、中洲地区におけるパトロール活動などの各種防犯施策を行います。 また、博多駅や天神・大名周辺における悪質な客引き行為等の根絶に向け、地元協議会や警察と協力して防犯カメラの活用方策を検討するなど各種対策を行います。 |
| 関係局 | 市民局、博多区、中央区 |

| | |
|-----------|--|
| 26 | 警固公園安全安心センターの利用促進 |
| 取組み内容 | 犯罪の多い天神地区における安全安心まちづくり活動を支援する施設として、安全安心まちづくりに関する相談に対応するとともに、地域の防犯活動拠点としての利用を促進します。 |
| 関係局 | 市民局、中央区 |
| 27 | 不法投棄の防止活動 |
| 取組み内容 | 職員・地域住民による監視パトロール活動や、監視カメラの設置、ごみの適正排出の指導、広報・啓発活動など、不法投棄の撲滅に向けた取組みを行います。 |
| 関係局 | 環境局、農林水産局、区役所 |
| 28 | 自治協議会等による防犯活動の推進 |
| 取組み内容 | 自治協議会等が主体的に行う子どもや高齢者を対象とした防犯活動に対し、防犯活動用品や啓発物等の提供を行うなど、地域における防犯活動の促進を図ります。 |
| 関係局 | 市民局、区役所、道路下水道局、保健福祉局 |
| 29 | 市民・警察等と連携した犯罪抑止対策の推進 【新規】 |
| 取組み内容 | 市民、事業者、警察、行政の連携による新たな防犯方策を検討するなど、効果的な犯罪の抑止や早期解決に取り組みます。 |
| 関係局 | 市民局 |
| 30 | 再犯防止の推進に向けた取組み 【新規】 |
| 取組み内容 | 保護司会等への活動支援などを行うとともに、保護観察所や矯正管区などの関係機関と連携を図ることで、再犯防止の推進に取り組みます。 |
| 関係局 | 市民局、こども未来局、保健福祉局 |

目標Ⅲ 少年非行の防止活動の推進

施策① 少年の規範意識の向上等

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

III 少年非行の防止活動の推進

① 少年の規範意識の向上等

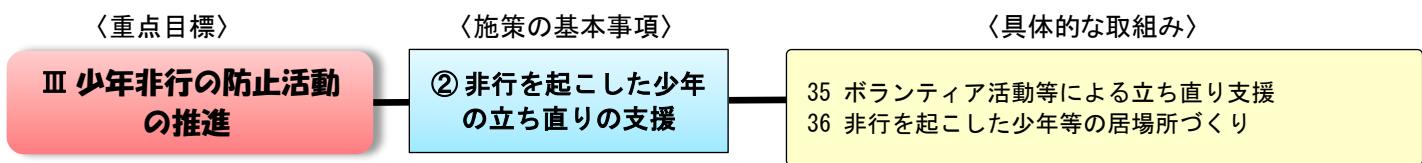
- 31 有害環境の浄化
- 32 少年の健全育成に向けた啓発月間の推進
- 33 道徳教育等の推進
- 34 子ども防犯出前講座の実施

【主な取組み】

| 31 | 有害環境の浄化 |
|-------|--|
| 取組み内容 | 各校区に少年愛護パトロール員を委嘱し、定期的なパトロール活動を実施することや、小・中学生が利用する機会の多い店舗を「青少年を見守る店」として指定するなど、青少年の見守り活動を促進します。また、店舗における有害図書類の陳列方法指導などの立ち入り調査や、カラオケボックス等の設置についての必要な指導及び勧告、有害広告等の除去などを行います。 |
| 関係局 | こども未来局、住宅都市局、区役所 |
| 32 | 少年の健全育成に向けた啓発月間の推進 |
| 取組み内容 | 毎年7月を「福岡市青少年の非行・被害防止強調月間」と定め、児童買春や児童ポルノの犯罪被害防止等に関する広報・啓発を行うとともに、毎年11月を「福岡市子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者が主体的に活動していくことができるような広報啓発を行います。 |
| 関係局 | こども未来局、区役所 |
| 33 | 道徳教育等の推進 |
| 取組み内容 | 小・中学校において、地域行事やボランティア活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心などを高めるような道徳教育を行います。 また、子ども達のモラル・マナーや防犯意識の向上を図るため小・中学生により構成された防犯組織の活動を支援します。 |
| 関係局 | 市民局、教育委員会 |
| 34 | 子ども防犯出前講座の実施 |
| 取組み内容 | 主に小学生を対象として、非行防止に関する講話や、「健やかカルタ」などの体験活動による出前講座を行い、子どもの防犯意識や規範意識の向上を図ります。 |
| 関係局 | 市民局 |

施策② 非行を起こした少年の立ち直りの支援

【施策体系】



【主な取組み】

| 35 ボランティア活動等による立ち直り支援 | |
|-----------------------|--|
| 取組み内容 | 非行や引きこもりなど困難を有する少年等が支援団体とともに農業体験や就労に向けての勉強会を行い、立ち直りに向けて第一步を踏み出す機会を創出します。 |
| 関係局 | こども未来局 |

| 36 非行を起こした少年等の居場所づくり | |
|----------------------|--|
| 取組み内容 | 中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り自由な時間を過ごすことができる居場所として「フリースペースてい～んず」を運営するとともに、地域における居場所づくりの支援を行います。 また、遊び・非行型不登校の児童生徒に対して、体験活動やカウンセリングなどを実施することなどで、立ち直り支援を行います。 |
| 関係局 | こども未来局、教育委員会 |

目標IV 防犯環境に配慮したまちづくり

施策① 道路等・住宅・学校等の防犯性向上

【施策体系】

〈重点目標〉

〈施策の基本事項〉

〈具体的な取組み〉

IV 防犯環境に配慮した
まちづくり

① 道路等・住宅・
学校等の防犯性向上

- 37 「防犯環境設計指針」の広報啓発
- 38 道路における防犯性の向上
- 【再掲】 防犯カメラの設置に対する助成
- 39 公園における防犯性の向上
- 40 自動車駐車場及び自転車駐輪場の防犯性の向上
- 41 住宅等における防犯性の向上
- 42 セキュリティ・マンション・アパート等認定建物の普及
- 43 学校等における防犯性の向上

【主な取組み】

| 37 「防犯環境設計指針」の広報啓発 【拡充】 | |
|-------------------------|--|
| 取組み内容 | 道路、公園、駐輪場・駐車場、住宅、学校等の構造、設備等について防犯に配慮した事項を示した「防犯環境設計指針」について、市民や事業者へ広報啓発を行い、道路等における効果的な防犯環境の形成促進を図ります。 |
| 関係局 | 市民局、住宅都市局、道路下水道局、教育委員会 |

| 38 道路における防犯性の向上 | |
|-----------------|---|
| 取組み内容 | 道路構造、沿道状況、交通安全の観点等を勘案して、必要に応じ歩行者と車両の分離を行うことや、「防犯灯の設置等に対する助成」(主な取組み12)等により道路上の照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した道路の整備及び管理に努めます。 |
| 関係局 | 道路下水道局、港湾空港局 |

| 【再掲】 街頭防犯カメラの設置に対する助成 | |
|-----------------------|---|
| 取組み内容 | 街頭防犯カメラは犯罪の抑止効果や犯罪発生時における犯人の特定及び検挙に効果があることから自治会・町内会等による設置に対して助成を行うことで、防犯環境に配慮したまちづくりの推進を図ります。 |
| 関係局 | 市民局 |

| 39 公園における防犯性の向上 | |
|-----------------|--|
| 取組み内容 | 樹種の選定、配置、剪定等により周囲からの見通しを確保することや、夜間の通行又は利用が想定される場所における必要な照度を確保することなど犯罪の防止に配慮した公園の整備及び管理に努めます。 |
| 関係局 | 住宅都市局、港湾空港局 |

| | |
|-----------|---|
| 40 | 自動車駐車場及び自転車駐車場の防犯性の向上 |
| 取組み内容 | 格子又はメッシュ状の柵による周囲からの区分などにより、見通しの確保や犯罪企図者の接近の制御を図ることなど犯罪の防止に配慮した自動車駐車場及び自転車駐車場の施設整備及び管理に努めるとともに、利用者等に対する車両等の施錠、貴重品の放置防止等の注意喚起に努めます。 |
| 関係局 | 市民局、道路下水道局、施設所管局 |
| 41 | 住宅等における防犯性の向上 |
| 取組み内容 | 「住まいづくりの手引き」等、住まいに関する情報手引きなどに防犯対策について記載するとともに、関係団体と連携し、防犯に効果的な事例の紹介等を行います。 |
| 関係局 | 市民局、住宅都市局 |
| 42 | セキュリティ・マンション・アパート等認定建物の普及 |
| 取組み内容 | NPO法人福岡県防犯設備士協会が認定した防犯性の高いセキュリティ・マンション・アパートやセキュリティ・ホームなど防犯性の高い建物の普及に向けた広報啓発に努めます。 |
| 関係局 | 市民局 |
| 43 | 学校等における防犯性の向上 |
| 取組み内容 | 柵等による敷地の区分や、防犯カメラの設置などにより不審者の侵入防止を図ることや、通報システムの設置により緊急時の連絡の迅速化を図ることなど犯罪の防止に配慮した学校等の整備及び管理に努めます。 |
| 関係局 | こども未来局、教育委員会 |